



SMBC China Monthly

第1号

2005年7月

編集・発行：三井住友銀行 中国業務推進部 営業情報グループ

今月の目次

6月の主な動き		2
巻頭レポート	不動産バブルは崩壊するのか 日綜(上海)投資諮詢有限公司 首席研究員 吳 軍華	3
経済トピック	繊維製品を巡る中国と欧米の貿易摩擦問題 日本総合研究所 調査部 副主任研究員 孟 芳	4
経済トピック	中国半導体マーケットの動向 三井住友銀行 企業調査部(上海) アナリスト 松田 岳大	5
制度情報	輸入延払い・ユーザンス支払い管理方法の明確化について 日綜(上海)投資諮詢有限公司 副総経理 吳 明憲	7
制度情報	外商投資企業の設備購入に係る税制優遇措置について キャストコンサルティング(上海)有限公司 SMBC 研修生 萩原 彰	9
中国ビジネスよろず相談	「中国ビジネス倶楽部」無料相談より SMBC コンサルティング(株) SMBC 中国ビジネス倶楽部事務局	12
アジア金利為替情報	三井住友銀行 市場営業統括部(シンガポール) マーケット・アナリスト 吉越 哲雄	13
中国業務推進部コラム	中国の「流行語」について	18
中国関連主要日程		19
三井住友銀行グループの中国ビジネス支援業務ご案内		20

当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行及び情報提供先が保証するものではありません。また掲載された内容は作成時点のものであり、変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用ください。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行及び情報提供先はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

先月の主な動き

6/1	中国の李肇星・外交部長とロシアのラブロフ外相がウラジオストクで会談。両国の国境画定に関する協定の批准書を交わし、国境問題を決着。
6/7	中国政府は、国連安保理改革に対する立場を示した文書を発表。「国連改革は多極化への流れを推進するべきで、すべての加盟国、特に発展途上国の要求を最大限に満たす必要がある」として日本の安保理常任理事国入りをけん制。
6/7	商務部市場建設司の廖建成・司長は、関連部門と起草している「直販管理条例」をすでに国務院法制事務所に提出しており、年内に公布・施行される見通しを明らかにした。
6/10	5月の貿易総額は前年同月比 22.8%増の 1078.7 億ドルに達した。輸出総額が同 30.3%増の 584.3 億ドル、輸入総額が同 15%増の 494.4 億ドルで、輸出超過は 89.9 億ドル。
6/10-11	中国財政部の金人慶・部長が、ロンドンで開催される主要 8 カ国 (G 8) 財務相会合に出席。
6/13	5月の CPI (消費者物価指数) 上昇率は 1.8%。4月の上昇率と変わらず、2003年9月の 1.1% 以来の最低水準。
6/16	今年 1-5 月、中国都市部の 50 万元以上のプロジェクトにおける固定資産投資総額が前年同期比 26.4%増。1-4 月の伸び率 (25.7%) を 0.7 ポイント上回る。
6/17	5月の全国不動産開発産業景気指数 (国房景気指数) は 101.83 ポイント。前月と比べて 0.07 ポイント、前年同月と比べて 3.28 ポイントの低下。
6/18	重慶市でモノレール「軽軌 2 号線」が正式営業を開始。事業費約 43 億元 (470 億円) のうち 271 億元 (約 20 億元) に円借款が充てられ、日立製作所が全面的に技術供与。中国メディアも円借款を紹介。
6/17	中国の国有四大銀行の一つである中国建設銀行に、米大手銀行のバンク・オブ・アメリカが資本参加することが明らかになった。
6/19	中国証券監督管理委員会は、非流通株主と流通株主間における権益不均衡、いわゆる「股権分置」問題を解消するためのテスト企業の第 2 弾となる 42 社を発表した。
6/21	曾蔭権 (ドナルド・ツァン) 氏が中国国務院の承認を経て、香港特別行政区の行政長官に就任。任期は 2007 年 6 月 30 日までの約 2 年間。
6/23	米連邦準備制度理事会 (FRB) のグリーンズパン議長とスノー財務長官は、「中国は柔軟な為替制度に移行することが重要だ」との考えを示す一方、中国への報復関税議案には反対。
6/23	中国外交部の劉建超・報道官は、中国とロシアが石油パイプラインの建設計画ですでに合意していることを明らかにした。
6/23	中国海洋石油総公司の香港子会社である中国海洋石油有限公司 (CNOOC) が、米ユノカル社の買収に動き出すことを決定したことが明らかになった。米国では、30 日の下院本会議で、買収を阻止するように求める動議が通過。
6/26	温家宝・首相は、天津市で開かれたアジア欧州会議 (ASEM) 財務相会議の開会式で、人民元改革は「中国が自主性を持ちながら段階を追って徐々に進めていく」との考えを強調。

(資料)「サーチナ・中国情報局 (<http://searchina.ne.jp/>)」

巻頭レポート
不動産バブルは崩壊するのか

日綜(上海)投資諮詢有限公司
首席研究員 吳 軍華
e-mail : juwh@jris.com.cn

中国の不動産市場に大きな異変が生じている。つい最近まで、上海や杭州、南京、北京といった主要都市を中心に不動産価格は2ケタ上昇を続けていたが、今や、売り掛け物件の急増や取引額、成約件数の急減といった現象が現れ、混迷の様相を呈している。

市況急変の契機は、中央政府が過熱する不動産市場に対する引き締め姿勢を強化したことに求めることができる。3月16日、中国人民銀行は不動産ローンの優遇金利を撤廃し、事実上の利上げに踏み切った。5月11日、国家発展改革委員会や建設部をはじめとする7つの関係官庁は「住宅価格の安定に関する意見」を出し、転売課税や開発業者による土地保有期限の設定、未完成物件の転売禁止といった措置を導入する方針を発表した。こうした中で、上海を初めとした中国の不動産市場の先行きに対する懸念が高まった。一部には、中国が不動産バブルの崩壊によって深刻な経済不況に陥った日本や香港の二の舞を踏むのではないかと危惧する声も上がっている。

中国の不動産バブルは果たして崩壊するのであろうか。2004年来、筆者は中国、とりわけ上海の不動産市場のバブル化について警鐘を鳴らしてきた。しかし最近、中国の直面している不動産市場の問題を、不動産市場とそれを取り巻く内外環境の関係から分析した結果、当面、ある程度の価格調整が進むことは避けて通れないものの、中国はかつての日本や香港のように、不動産バブルが崩壊し、それに起因して経済が深刻な局面に陥る可能性は低いと考えるに至っている。なぜ、そう判断するのか。中央から地方までの各レベルの政府は事実上、不動産業の虜(とりこ)になっているからである。不動産業は中国の経済成長を支える上で、最も大きな柱の1つになっている。上海を例にみると、国内総生産(GDP)に占める不動産業の比率は1998年の5.2%から04年には8.4%まで上昇し、GDPの伸び率に対する不動産業の寄与率をみると、直接的には13.2%であったが、間接的には約25%にも達していたと推計されている。

一方、過去25年に及んだ改革・開放によって、イデオロギーの形骸化が進展した結果、経済成長の達成とそれに伴う国民生活水準の向上が共産党にとっての執政のよりどころになってきた。こうしたなかで、党・政府にとって、不動産バブルはもちろん警戒すべきことではものの、その崩壊によって成長の勢いが行き詰まり、社会が大きな不安に陥ることはより危惧すべき最悪のシナリオである。したがって、不動産市場の動向次第で今後、さらなる引き締め政策が導入されることがあっても、政府としての狙いは、あくまでも過熱する不動産市場の沈静化であり、バブルが崩壊しかねないような不動産市場の歪みを抜本的に是正するような抜本的政策を打ち出す可能性は低い。実際、住宅ローン優遇金利の撤廃や転売課税制度の導入をはじめとする最近打ち出されている一連の対策をみると、従来と比べて引き締めの姿勢が強化されたとはいえ、政府の目的は不動産市場の抱えている問題を抜本的に解決するよりも、価格急騰の勢いを抑制することにあるのは明らかである。ちなみに、上海市政府は明確に「不動産価格の上昇率を前年対比で10%以内に抑えること」を引締めの目標として掲げており、不動産業の所管官庁である建設部も「引締めの目的はあくまでも価格の安定化である」と再三強調している。

現時点において、こうした戦略は結果的に功を奏し、不動産市場のソフトランディングという目的を達成するか、それともバブルをより大きく膨らませて、最終的に中国経済の崩壊に繋がっていくか、についての結論を出すことはなお時期尚早である。しかし、少なくともこうした政策が限界に達するまでは、不動産価格の急落に起因するバブル崩壊の可能性は低いとみてよいだろう。

経済トピック
繊維製品を巡る中国と欧米の貿易摩擦問題

日本総合研究所 調査部
副主任研究員 孟 芳
03 - 3288 - 5331

2005年以降急増する繊維製品の欧米向け輸出

貿易黒字の大幅な増加に伴い、中国では主要貿易相手国・地域との貿易摩擦問題が浮上し、人民元の切り上げ圧力も再び高まっている。特に今年に入って、繊維製品を巡る中国と欧米諸国間の貿易摩擦問題が激化している。この背景には、10年間に亘った欧米諸国の中国産繊維製品に対する輸入割当規制が1月に、完全に撤廃されたことにより、欧米向けの中国産繊維製品の輸出が急増したことがある。

中国海関統計によれば、2005年1～4月のアパレル関連の米国向け輸出は、数量が

前年同期比174.0%増、金額が同104.4%増、EU向けはそれぞれ同35.1%増、54.0%増となった。これを受けて、米国は計7品目の中国産の繊維製品に対するセーフガードを発動し、EUも2品目についてセーフガードの発動手続きを進めるに至った(中国は6月中旬、10品目の繊維製品に関する輸出自主規制を実施することでEUと合意したため、セーフガードの発動は回避)。

中国政府は、年初より148品目の繊維製品に対して従量税方式の輸出関税を導入するとともに、5月20日に74品目の紡織製品の輸出関税を6月1日から引き上げることを発表するなど、繊維製品の輸出急増を自主的に抑制する方針であった。しかし、米国のセーフガード発動への対抗措置として6月1日より81品目の繊維製品の輸出関税を一時的ながら撤廃した。この背景には、2,000万人近くの雇用者を抱え、かつ中小企業が中心である繊維産業にとって、輸出条件の悪化は企業の倒産を増加させ、失業問題を深刻化させることがある。

懸念される地場企業への打撃

こうした繊維製品の摩擦が激しくなるとともに、中国の地場企業はマイナスの影響を被り始めている。まず、2005年の輸入割当規制の撤廃に備えて、多くの繊維企業は生産能力拡大のために設備投資を行ってきており、米国のセーフガード発動に加えて、欧州向けの輸出自主規制の導入により、生産過剰または稼働率の低下などの問題が深刻化する恐れがある。また、繊維の摩擦問題の長期化に伴うリスクを回避するために、企業は新たな輸出市場を開拓するか、海外への生産シフトが求められる一方、輸出競争の激化により淘汰される中小企業が増加する可能性がある。

今後、中国と貿易相手国・地域との貿易摩擦問題は長期化するものと予想されることから、通商政策のみならず、為替レートの調整による摩擦の回避も求められる。このため、人民元為替制度の見直しに関する政府の対応が注目される。

図表 2005年以降、繊維の摩擦問題に関する主な動き

	米国とEUの動き	中国側の対応
	1月1日より、欧米向けの中国の繊維製品に対する輸入割当規制を撤廃	
2005. 1	EU:中国産繊維製品を対象とした監視制度導入	148品目の繊維製品を対象に、従量税方式の輸出税を導入
	EU:中国産繊維製品の関税率は現在の平均9%から12%へ	生糸などシルク製品に対するクォータ制度の適用を継続
2005. 3	米国:繊維企業が政府に対しセーフガードの発動を申請	EU:米国、香港向けの繊維製品216品目を対象に、輸出許可制度を実施 繊維製品輸出の伸び率が15%以下に抑えらることを表明
2005. 4	米国:輸入繊維の数量監視制度を創設	
2005. 5	EU:中国製のTシャツ、アサ系の2品目に対し、セーフガード発動の手続きを開始	20日、輸出税を導入した148品目のうち39品目74種の繊維製品の輸出税額を引き上げと発表(6月末、政策を取消)
	米国:18日、綿ニットシャツ・ブラウス、綿スポン、綿及び合繊維下着の3品目のセーフガードを発動	31日、81品目の繊維製品の輸出関税を取消
	27日、合成繊維シャツや同スポン、ノンニットシャツ、綿糸の4品目のセーフガードを発動	
2005. 6		中国とEUと合意、10品目の繊維製品の輸出について、2005年6月～2007年末までの年間伸び率は8～12.5%に制限
2005. 7		20日より、EU向け10品目の繊維製品の輸入割当規制を導入

(資料)各種資料より作成

当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行及び情報提供先が保証するものではありません。また掲載された内容は作成時点のものであり、変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用ください。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行及び情報提供先はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

経済トピック
中国半導体マーケットの動向

三井住友銀行 企業調査部(上海)
アナリスト 松田 岳大
takehiro_matsuda@cn.smbc.co.jp

中国半導体市場の現況

中国国内の半導体市場を見れば、外資系セットメーカーが製造コストの削減を主目的に中国へ生産拠点のシフトを続けていることに加え、ここ数年成長が著しい地場セットメーカーも生産能力の増強を続けていることから、半導体需要は増加基調を辿ってきており、世界市場の伸びを上回るペースで急速に拡大している。

特に2003年～04年には、上海市や江蘇省、浙江省等を中心とする長江デルタ地域に集中している台湾など外資系のパソコン、通信機器メーカーからの引き合いが旺盛であった他、地場携帯電話端末メーカーが需要の伸びを前提に強気の生産を続けたこと等から、中国の半導体需要の伸びは前年比+40%超と高水準で推移した。この結果、2004年の中国半導体市場は2,900億元(約350億米ドル)と世界全体の2割弱を占め、日本、米国(両国共に同約400億米ドル)に次いで世界第3位の規模にまで成長している。

足下では、2004年下期以降、携帯電話端末を中心に地場セットメーカーが在庫調整を続けていることから、需要の伸びは鈍化しているものの、中長期的にみれば、2008年の北京オリンピック等のイベントを控えて今後も経済成長が持続し、所得水準の向上に伴う個人消費の伸びが期待される中、パソコンや通信機器等に加え、液晶テレビ等のデジタル家電需要の盛り上がりも予想されており、これらデジタル家電の生産を中国へ移管する動きが加速するに伴い国内半導体需要が伸びることも見込まれている。業界では、「中国の半導体需要は今後も年平均+25%程度のペースで拡大、数年以内には世界最大の市場に成長し、2010年の市場規模は1兆元を突破する」との見方もあり、半導体メーカーにとって中国市場の攻略は今後の重要な課題となっている。

現状の業界構造

一方、中国国内における半導体生産は、外資系半導体メーカーの生産移管や地場半導体メーカーの生産能力拡張の動きを受けて年々増加しているものの、2004年の生産額は550億元と、国内需要全体の2割弱に止まっている。さらに、主力地場メーカーの多くはファウンドリとして主に国外メーカーからの受託生産を手掛けている他、外資系メーカーの多くも生産コスト削減のため、生産工程の一部を中国に移管する段階に止まっていること、中国国内での直接販売には制約が多いこと、等から、生産された半導体の多くは海外へ輸出されており、国内需要の大半を海外からの輸入に依存している状況にある。

実際、日系も含めた外資系(除く台湾系)半導体メーカーの進出動向について見れば、既に母国において大型の生産ラインを有している状況下、中国の政策変更リスクや、半導体製造技術の流出を警戒して、巨額の設備投資や高い製造技術を必要とする前工程工場の移管には慎重であることから、大半のメーカーが、比較的投資規模が小さく労働集約的な要素が強い後工程工場のみが進出となっている。

(図表1) 中国国内半導体需要の推移



(資料) 業界資料をもとに弊部作成

また、台湾系メーカーについて見れば、台湾政府が技術流出を防止するために、中国本土内での半導体工場建設に厳しい規制を設けていることから、現状、上海市においてTSMC(台湾積体電路製造)が昨年末にようやく量産を開始した他、ProMOS(茂徳科技)やPSC(力晶半導体)は工場建設を台湾政府に未だに申請中である等、現時点で見ると、本格進出には至っていない状況にある。

一方地場メーカーは、SMIC(中芯国際集成電路製造)やGSMC(上海宏力半導体製造)等のファウンドリを中心に生産量を伸ばしているものの、最先端の工場をオペレーションできる優秀な人材を確保することが難しいため、多くが海外から中古の製造装置を導入し1~3世代前の技術となる8インチ以下のウエハで製造している段階にある。

今後の方向性

中国の既存の半導体工場は、製造ラインのオペレーションが可能な人材が比較的豊富であること、半導体製造に必須となる水と電力の確保が容易であること、高速道路網や空港等の交通インフラが整備されていること、半導体製造装置メーカーの保守、パーツ供給拠点が近いこと、等から、長江デルタ地域に集中している。もっともここ最近では、外貨獲得や産業振興を狙った地方政府が工場用地の無償貸与等を打ち出してハイテク産業の誘致を進めている中、米インテルやSMICが四川省成都での後工程工場の建設を計画する等、より人件費の安い内陸地域への進出を模索する動きも出てきている。

但し前工程工場については、既述の通り、外資系メーカーが技術流出を警戒している他、現地では高い技術力を有する人材を確保し続けることが容易ではないため、中国における最先端工場の本格稼働は当面先との見方が根強い。

日系半導体メーカーの課題

世界半導体市場における中国の位置付けが更に高まることが想定される中、日系半導体メーカーにとっては、価格引下げ要請が厳しく、生産量の変動が大きい厳しいセットメーカーへの販売を拡大するため、

最先端ラインのオペレーションや微細加工技術についてはブラックボックス化を進めて地場メーカーへの技術流出を防ぐ一方で、技術が成熟化し年々採算が低下している製品を主体に中国へ生産移管、或いはファウンドリへ生産委託すること、等により、投資負担を抑制しつつ価格競争力を強化すること、

今後中国国内販売に対する規制緩和の進展が期待される中、最終製品の需要見通しや納入先の生産情報を現地サイドで的確に把握できる体制を整備した上で、従来の輸出前提の生産体制のもと複雑化している中国国内の物流ルートを見直し、リードタイムを短縮化できる最適なバリューチェーンの構築を図ること、

といった課題に取り組んでいくことが重要なポイントとなろう。

(図表2)中国半導体生産ランキング

(単位:百万元)

ランク	前工程	04年売上高	後工程	04年売上高
1	中芯国際集成電路製造(上海)有限公司 Semiconductor Manufacturing International Corporation	7,412	飛思科爾半導体(中国)有限公司 Freescale Semiconductor Ins	8,120
2	上海華虹NEC電子有限公司 Shanghai Hua Hong NEC Electronics Company	2,679	微訊聯合半導体(北京)有限公司 RF Micro Devices (Beijing) Co.,Ltd	2,580
3	和艦科技(蘇州)電子有限公司 Hejian Technology (Suzhou) Co.,Ltd	2,000	瑞薩四通集成電路(北京)有限公司 Renesas Stone Semiconductor Co.,Ltd	1,887
4	上海先進半導体有限公司 Advanced Semiconductor Manufacturing Co.,Ltd	1,147	英特爾產品(上海)有限公司 Intel Products (Shanghai) Ltd	1,600
5	上海宏力半導体有限公司 Grace Semiconductor Manufacturing Corporation	969	南通富士通微電子有限公司 Nantong Fujitsu Microelectronics Co.,Ltd	1,449

(資料)業界資料をもとに弊部作成

当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行及び情報提供先が保証するものではありません。また掲載された内容は作成時点のものであり、変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用ください。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行及び情報提供先はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

制度情報
輸入延払い・ユーザンス支払い
管理方法の明確化について

日本綜研(上海)投資諮詢有限公司
 副總經理 吳明憲
 86-21-68413368
 meiken@jris.com.cn

3月1日より輸入延払い・ユーザンス支払いの管理が強化されておりますが、このたび6月20日付けで国家外貨管理局から《輸入延払いとユーザンス支払管理関連問題を一段と明確にすることに関する通知》(上海匯發[2005]110号)が公布され、内容が一段と明確なものとなりました。

ご参考までに、新通知のベースとなる3月1日より施行されている《国家外貨管理局：輸入延払い、ユーザンス支払い管理強化の関連問題に関する通知》(匯發[2005]8号)(以下、旧通知という)の内容は以下のとおりです。

	輸入時期	輸入貨物報関単の状況	手続内容
1	2005年3月1日以降	報関単の未支払い金額が一口50万米ドル(50万を含む)以上で且つ予定支払い日時が報関単の輸入日時より90日(90日を含む)を超過している	輸入単位は通関後60日以内に、延払い状況説明書、輸入貨物報関単、契約等の有効な商業証憑を持って、外管局で延払い登記手続を行う。
2	2005年3月1日より前	報関単の未支払い金額が一口50万米ドル(50万を含む)以上、予定支払い日時が報関単の輸入日時より90日(90日を含む)を超過している	輸入単位は2005年5月1日の前に、延払い状況説明書、輸入貨物報関単、契約等の有効な商業証憑を持って、外管局で延払い登記手続を行う。
3	1998年9月1日以前	輸入貨物報関単を支払い、核銷に用いていない	2005年5月1日以前に状況説明書、輸入貨物報関単及び関連証憑を持って外管局で備案または核銷を行ってから支払いを行う。 ¹

新通知の主なポイントは以下のとおりです。

1. 保税区等の特殊経済区域内登録企業には本通知を適用せず

旧通知においては、報関単の未支払い金額が一口50万米ドル(50万を含む)以上で且つ予定支払い日時が報関単の輸入日時より90日(90日を含む)を超過している場合、延払い登記手続を行わなければならないとされ、一般的に自主通関を行わない保税区企業の場合の取り扱いの対象外と解釈されておりましたが、新通知により保税区等の特殊経済区域内登録企業に対して輸入延払い・ユーザンス支払い管理が当面行われなかったことが明確になりました。従いまして、自主通関を行っている保税区企業であっても当面輸入延払い・ユーザンス支払い管理が行われなくなることになります。

2. 同一の報関単における分割支払

貨物到着後支払において同一の報関単による分割支払の場合、各々の送金額が50万米ドルを下回るものも出てまいります。その場合は一本毎の送金について90日以上のも

¹ 2005年5月1日より、輸入単位は輸入日時を1998年9月1日以前とする輸入貨物報関単で輸入支払い及び核銷手続を行うことはできなくなっております。
 当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行及び情報提供先が保証するものではありません。また掲載された内容は作成時点のものであり、変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用ください。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行及び情報提供先はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

のについてとりまとめを行い、その合計金額が50万米ドルを上回る場合に一回性登記を行うこととなります。

3. 同一の《登記表》²による複数銀行での支払い

- (1) 一部の《登記表》に登録された支払は一つの銀行での支払いにおいて使用され、複数の銀行にまたがって支払を行うことはできません。
- (2) 一口の延払いを複数の銀行にまたがって行う必要がある場合、事前に支払い総額を分割し、支払銀行毎に延払い登記を行うことで対応することとなります。

4. 信用状、輸入代理回収における支払期限延長

信用状、輸入代理回収での支払期限延長の場合に対して、銀行は有効な貨物運送書類、信用状アmend等の関連商業書類の審査を行います。

- (1) 信用状において国外買取銀行の電文を信用状アmendの代わりとすることができます。
- (2) 信用状のないアmendの状況において、輸入単位は延払い申請書を提出し、銀行は信用状で提出を規定している有効書類の審査を行います。
- (3) 輸入代理回収において、銀行は国外の書類送付銀行が提出した有効書類に従って処理することができます、支払人は国外電文またはアmendを提出する必要がなくなります。

5. 支払期限延長とユーザンス支払の定義

種類	定義
支払期限延長が90日を超過	既に引き受けを行い且つ期限到来後の再延長の支払期限が90日(90日を含む)を超過していることが確定していること
90日以上のユーザンス支払	銀行が有効書類と為替手形を受け取った後に、対外的に90日以上(90日を含む)の支払のユーザンス信用状/取立を引き受けること

6. 異地支払

異地外管局が発行する《登記表》と《輸入支払備案表》があれば異地支払を行うことができます。

7. 延払い期限の計算方法

《登記表》の中の延払い期限(日)は見込み支払日時から報関単上で明示している輸入日時を差し引いた数値を基準とします。

² 報関単の未支払い金額が一口50万米ドル(50万を含む)以上で且つ予定支払日時が報関単の輸入日時より90日(90日を含む)を超過している場合、延払い登記手続きを行います。その際に発行される《貿易輸入延払い登記表》のことを指します。

当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行及び情報提供先が保証するものではありません。また掲載された内容は作成時点のものであり、変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用ください。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行及び情報提供先はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

制度情報
外商投資企業の設備購入に係る税制
優遇措置について

キャストコンサルティング(上海)有限公司
 SMBC 研修生 萩原 彰
 86-21-6881-3831
 hagiwara@cast-consulting.com.cn

外商投資企業(優遇措置を受けるためには外国側投資者の出資比率が25%以上であることが条件となります)が自社で使用するための設備を購入する際の税制優遇措置には、自家用設備の免税輸入政策、中国国内で設備を購入した時発生した増値税還付の措置、総投資額以上の設備購入に係る自家用設備の免税輸入政策、国産設備購入時の企業所得税税額控除の措置等があります。上記措置について、最近いくつかの追加規定が発表されておりますので、変更点や実務面での問題点を踏まえ留意点等について解説致します。

自家用設備の免税輸入政策

この制度は1990年代後半からいくつかの制度変更を経ていますが、ここでは現在の制度について解説致します。2002年10月1日以降に設立された外商投資企業の場合、「外商投資産業指導目録(以下指導目録)」³の奨励類に該当し、技術譲渡を伴うプロジェクトを行う場合、「外商投資プロジェクトで免税しない輸入商品目録」⁴に属さない限り、投資総額の範囲内でその輸入関税及び輸入環節増値税⁵が免除されます。また、奨励類に属さない許可類⁶のプロジェクトであっても「製品の全量輸出」を条件に奨励類扱いする措置もあります。ただし、「製品の全量輸出」により奨励類認定を取得する場合には、他の奨励類プロジェクトとは異なり、輸入通関時に関税と輸入環節増値税が免除になるのではなく、一旦全額納めた上で、5年間の監督期間⁷が設けられ、対外経済貿易部門の検査により、製品が全量輸出されているかどうか確認できた上で、既に納付した税金が毎年20%ずつ還付されるということになっています。

奨励類の認定に当たっては、以前はリストそのものに該当しなくても、リストに出ているプロジェクトに関連しているという理由で比較的どんなプロジェクトでも奨励類の認定が取得できるということがありましたが、現在は運用が厳しくなっており、最近では奨励類の認定が以前より難しくなっています。ただし、これらは地域により多少温度差があり、開発区間のプロジェクト誘致競争を利用して、「奨励類」の取得を条件に進出地を決定するというのも有効な手段になりえると思います。

³ 現状では2004年11月30日公布、2005年1月1日施行が最新の「外商投資産業指導目録」となっています。

⁴ 2002年版のリストによると、テレビ、ビデオカメラ、ビデオデッキ、エアコン、冷蔵庫、洗濯機、パソコン、ファックス、電話等いわゆるオフィスや住宅内で使用するような家電製品、オフィス用機器及び自動車、オートバイ等が免税除外の対象品目として挙げられています。また、金型については、「減免税政策執行中の若干問題を明確にするための通知」(税関総署2003年6月4日公布)の第一条(四)に、「奨励プロジェクトで単独で輸入する税番号8207項目のプレス金型(原文:冲圧模具)」は、「外商投資プロジェクトで免税を付与しない輸入商品目録」および「国内投資プロジェクトで免税を付与しない輸入商品目録」に属し、一般の規則通りに徴税しなければならない」という規定があり、設備と同時に輸入をしないと免税とならないことが明確化されています。

⁵ 国内取引時に発生する増値税と区別するため、輸入段階でかかる輸入環節増値税と呼んでおり、「間接税」という意味ではありません。穀物、食用植物油等特殊な品目を除き税率は国内取引、輸入取引ともに17%であり、「関税納税価格+関税」に対して17%がかかりますので、免税とできるか否かで初期投資額が大きく影響されます。固定資産購入に係る増値税は、仕入控除ができません(東北三省における特定業種プロジェクトでは控除できるケースもあります)。

⁶ 「外商投資産業指導目録」の「奨励」「制限」「禁止」のいずれにも該当しない投資プロジェクトのことです。

⁷ 5年間の起算日は設備の輸入通関日となります。

当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行及び情報提供先が保証するものではありません。また掲載された内容は作成時点のものであり、変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用ください。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行及び情報提供先はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

また、当制度の利用に当たって注意しなければならないのは、「奨励類」の認定⁸は、プロジェクト申請時にフィージビリティスタディ報告書(以下F/S)に輸入予定の設備リストを付けて申請し、プロジェクトの主管部門である対外経済貿易部門が審査を行うという手順になりますが、プロジェクトの営業許可証取得時点では、奨励類認定が完了しないという点です。

また、プロジェクトが奨励類認定を取得できたとしても、免税輸入手続きを主管する税関には奨励類認定を不相当であるとする権利が与えられており⁹、輸入通関時には、F/S時に提出したリストとは異なる詳細なリストの提出が必要です。不相当とされた場合には、主管税関と対外経済部門との間で協議がなされ、最終免税とならないケースもありえます。日系の物流業者の中には、設備の輸送とともに、リストの作成等も同時に請け負うところもありますので、免税措置を確実に最終的に確定させるためには、そうした業者の活用も一考の価値ありといえそうです。

この免税輸入設備については5年間の税関監督期間があり、その間に設備の売却、譲渡等が行われた場合には、5年から使用期間を引いた残存期間の分の関税、増値税を追加納付する必要があります。この際の関税率の計算については、2004年1月に「輸出入関税条令」が変更され、変更前は輸入当時の関税率を用いて計算をしていましたが、現在は設備売却時の関税率を適用するように改定がなされています¹⁰。

中国国内で設備を購入した時発生した増値税還付の措置

基本的には上記が輸入設備を対象にした優遇措置であるのに対し、こちらは国産設備を購入した場合の優遇措置になり、基本的な考え方はほぼ同じですが、異なる点もあり、注意が必要です。優遇措置を享受できる外商投資企業は、上記同様の「指導目録」の奨励類プロジェクトの認定、もしくは「国家が当面重点的に発展を奨励する産業、製品と技術目録¹¹」に該当するプロジェクトであることが必要です。本優遇措置は国産設備の購入ですので、税関は関係ありません。増値税は始めから免税ではなく、申請認可された後に還付となります。

免税枠は「投資者の現金投資総額(現物出資、無形資産の出資額はカウントされません) - 購入済の免税輸入設備総額」で計算されますので、輸入設備の免税を他で使用している場合は、その分枠が減ることになります。また、輸入設備と同様「外商投資プロジェクトで免税しない輸入商品目録」に該当しないこと、更には、「国内投資プロジェクトで免税しない輸入商品目録¹²」にも該当しないことが適用の要件になります。

国産設備も輸入設備同様5年間の監督期間¹³があり、その間に、売却・譲渡・貸出等がある場合には、設備の残存価値に応じて増値税の追徴納付が必要となります。

⁸ 「国が発展を奨励する内外資プロジェクト確認書」が発行されます。

⁹ 「減免税政策執行中の若干問題を明確にすることに関する通知」(税関総署2003年6月4日公布)第一条(一)

¹⁰ 「中華人民共和国輸出入関税条令」(國務院2003年10月29日公布、2004年1月1日施行)第16条

¹¹ 「国家が当面重点的に発展を奨励する産業、製品と技術目録」(國務院、国家計画委員会、国家経済貿易委員会2000年7月27日批准、同年9月1日施行)。全28分野、526種の製品がリストアップされています。

¹² 「国内投資プロジェクトで免税しない輸入商品目録」(2000年改訂版)によると、「中小型農業機械・ディーゼルエンジン、建機、普通機械、発電設備及び送変電プラント、重型・冶金・鉱山機械、包装・食品機械、環境保護設備、旋盤・プレス・鍛造設備、計器・メーター、事務用機器、自動車・オートバイ及びその部品、中古機電設備、軽工機械、紡績機械、電子設備、船舶設備、公安・消防設備、医療設備、製薬・薬包装機械、建築設備、冶金設備、建材設備、化工設備、道路外使用車、環境保護検査計測設備、石油天然ガス設備、都市軌道交通、その他」と極めて広い範囲の品目が指定されています。尚、本リストに該当しても「国が重点的に発展を奨励する産業、製品と技術目録」の該当プロジェクトの設備を輸入する場合には、免税措置が受けられます。

¹³ 増値税還付届出を行う所管の税務局が監督管理を行います

当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行及び情報提供先が保証するものではありません。また掲載された内容は作成時点のものであり、変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用ください。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行及び情報提供先はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

総投資額以上の設備購入に係る自家用設備の免税輸入政策

上記の2つの優遇措置は、総投資額の範囲内がキーワードになっていましたが、総投資額を超えて、設備の免税輸入を行える優遇措置も要件は厳しくなりますが一応あります。設立済の奨励類の外商投資企業、外商投資研究開発センター¹⁴、先進技術型及び製品輸出型外商投資企業¹⁵が、技術改造を行う際に、国産設備では性能が満足できない自家用設備と付随する技術、取り付け部品、予備部品を輸入する場合には、関税と増値税を免税とすることができます。ただし、自己資金(企業準備基金、発展基金、税引き後利益)による購入であること、輸入設備の用途が既存設備の更新(プラントや生産ラインは含まない)や補修であること等が要件となっています。

国産設備購入時の企業所得税税額控除措置

外商投資企業が投資総額内で国産設備を購入する際には、投資プロジェクトが「奨励類」プロジェクトであること、また、「外商投資プロジェクトで免税しない輸入商品目録」に該当する商品であることを除いて、購入する国産設備額の40%を購入年度とその前年との間で増加した企業所得税から税額控除をすることができます。また、その年度に控除しきれない場合は、5年間繰越して控除することが可能です。また、2免3減等の全人代や国务院により公布された法規、条例の規定により統一的な優遇税制を享受している場合は、この間はもともと控除できる税額が少なくなっていることから、7年間まで繰越期間の延長ができることになっています¹⁶。

対象となる設備の要件は、固定資産管理を行う生産経営性機器、機械、輸送工具、設備、器具、工具等で、固定資産管理を行わない工具、器具は対象外です。また、現金で購入したものであり、未使用の製品に限られます。

また、本件については「外商投資企業及び外国企業による国産設備購入の投資に係る企業所得税の控除についての若干の問題に関する通知(国家税務総局2005年5月20日公布)」が出されており、生産ラインや機械設備等で輸入設備・部品と国産設備・部品が一体となっているような場合、そのうち国内で製造され、かつ購入時に個別の資産として固定資産基準に適合すると判定された部分のみが控除対象とされること、また輸入部品を簡単に組み合わせてできた製品は実質的に国産製品とは言えないため、こうした設備も税額控除の対象外であることが明確化されました。

また追加投資プロジェクトで購入する国産設備の所得税控除を計算する場合には、元々の投資プロジェクトにおいて購入した国産設備と統一的に当年度に新たに増加する企業所得税から控除しなければならないことも明確化されています。

¹⁴ 「外商投資研究開発センター設立に関する問題の通知」(対外貿易経済合作部2000年4月18日公布)の規定により設立された外商投資企業です。

¹⁵ 「〈外商投資製品輸出型企業と先進技術型企業の確認・審査の実施弁法〉を修正、印刷発行することに関する通知」(対外経済貿易合作部1996年12月3日公布、1997年1月1日施行)に基づく認定を受けた外商投資企業です。

¹⁶ 「外商投資企業及び外国企業の国産設備購入投資について企業所得税を税額控除することに関する問題の通知」(財政部・国家税務総局2000年1月14日公布、1999年7月1日施行)第三条

当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行及び情報提供先が保証するものではありません。また掲載された内容は作成時点のものであり、変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用ください。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行及び情報提供先はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

**中国ビジネスよろず相談
- 「中国ビジネス倶楽部」無料相談より -**

SMBCコンサルティング(株)
SMBC中国ビジネス倶楽部事務局
03-5211-6383

三井住友銀行のグループ会社である SMBC コンサルティング(株)が運営する会員制サービス「SMBC 中国ビジネス倶楽部(CBC)」では、現法設立、法務、税務、会計、人事、貿易など幅広い分野についてフリーダイヤルにてお気軽にご質問頂ける「無料相談」が好評を頂いております。ここでは、最近の相談事例の一部をご紹介します(「SMBC 中国ビジネス倶楽部」の詳細は 21 頁をご覧ください)。

男性従業員の看護休暇について

Q: 大連に現地法人がありますが、男子従業員より妻が出産するので 15 日間の看護休暇を取りたいと言われております。そのような規則があるのでしょうか。

A: 遼寧省の「人口と計画育成条例(2004年6月30日修正)」第30条に、晩婚の場合は出産休暇を60日増加出来る(労働法で90日と決められていますので、合計で150日)とあり、男性も看護休暇として15日取れるとあります(晩婚:男性が25歳、女性が23歳以上での結婚。結婚年齢は男性22歳、女性20歳を下回ってはならないとあります~婚姻法6条)。したがって従業員より休暇を取りたいとの申出があれば、休暇を与える必要があります。なお、各地で地方法規があり、上海市の場合は男性従業員の看護休暇は3日間となっています。

「利益処分」の決算反映時期について

Q: 今年3月の董事会で承認した利益処分が、昨年の決算書に反映されていますが、正しいのでしょうか。

A: 日本では利益処分項目は、株主総会で確定したときの会計年度で経理処理されますが、中国では翌年3月までに董事会で承認され、承認された時点で決議された年度に反映されます。つまり中国での企業会計制度では、利益処分案(3項基金の積み立て、利益配当等)が董事会で承認された時点で3項基金は積立済みの処理となり、未払い配当が計上されることとなります(繰上決算と言います。日本式は確定決算と呼びます)。

現地駐在員の日本での社会保険について

Q: 中国に現地法人を設立し、日本より従業員を派遣しますが、中国に駐在中の社会保険はどのようにするのでしょうか。

A: 中国へ派遣する従業員は、駐在期間終了後帰国し会社に復帰することが前提ですので、中国に駐在期間中も会社と雇用関係が継続されていると見なし、中国駐在中も引き続き日本の社会保険に継続加入します。なお中国では外国人への中国の社会保険の適用はないので、二重加入の問題は発生しません。

厚生年金保険等は、将来の年金給付額が減少しないよう、日本勤務時の「標準報酬月額」をそのまま「見なし給与」として計算、納付するようにする等の工夫が必要です。

都市維持建設税・教育費付加税の課税について

Q: 中国で調達した部材を加工し全量日本に輸出している当社現地法人より、都市維持建設税と教育費付加税の支払が必要になったとして、増値税をベースに金額の支払を求められたとの連絡がありました。支払う必要があるのでしょうか。

A: 1994年に国税総局の通知で、外商投資企業が納税しなければならない税金が規定されていますが、都市維持建設税と教育費付加税は含まれていません。そのため外商投資企業には暫時適用がないと考えられています。今年2月に出た通知が生産型企業で増値税還付を受ける企業に対して、規定に基づき都市維持建設税と教育費付加税を課税する、となっているため税務局が適用したのだと思いますが、外商投資企業への適用がないためこの通知は内資企業が対象となると考えられます。税務局に規定を元に問いただしてはいかがでしょうか。

当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行及び情報提供先が保証するものではありません。また掲載された内容は作成時点のものであり、変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用ください。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行及び情報提供先はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

アジア金利・為替情報

三井住友銀行
市場営業統括部(シンガポール)
マーケットアナリスト 吉越 哲雄

人民元

6月の人民元の1年先物(NDF:ノン・デリバブル・フォワード)相場は前月末比0.21%下落して7.8625で引けた。これは1年後に人民元が対ドルで5.31%切り上がることを市場が予想している水準。5月の中旬以来、人民元の切上げ観測は何回か出ていたが、NDF市場ではドルの買戻しの流れの中で元安方向に推移している。

貿易摩擦と人民元切上げ観測

中国政府は5月30日、突如、繊維製品計81品目について6月1日から輸出関税を撤廃すると発表した。5月20日に国内製の主要繊維製品を対象に6月1日から輸出関税を引き上げると発表したばかり。薄熙来商務相は「欧米が緊急輸入制限(セーフガード)を発動するのになぜ輸出関税が必要なのか」と指摘し、欧米のセーフガードへの対抗措置であることを表明している。通商問題の高まりで、中国政府が人民元制度の改革に乗り出す時期が後ズレする可能性があるとの見方が強まっているが、同相は2日、繊維製品輸出問題と為替制度問題は別物であると述べている。米国のカルロス・グティエレス商務長官が2日から訪中、繊維摩擦問題で中国側と協議したが、具体的な進展は見られなかった模様。

なお、中国と欧州連合(EU)とが中国が繊維製品輸出に係る自主規制を導入することで同意したことを受けて、中国商務省はEU向け繊維製品輸出につき、企業ごとに、過去1年間の実績に基づいて輸出数量枠を割り当てると発表した。7月20日から実施する。

中国人民銀行(中銀)の周小川総裁は7日、北京で開催された国際通貨会議(IMC)で、「中国は相場改革に強い決意を持っている」とする一方で、「(制度変更は)国内経済のニーズに応じて決める。政治問題化することは、決定を下すために利益にならない」と強調した。11日に閉幕したG8財務相会合では、人民元制度に関する共同声明にはなかったものの、日米欧の財務相は閉幕後の記者会見などでこの問題を取り上げ、中国に早期切上げを求めた。米国だけではなく日欧も同調したことで対中包囲網が一段と狭まった形。

中国人民銀行は14日に発表した年報の中で、1994年から2003年の10年間、中国はネットの資金流出を毎年記録したとし、その資金が中国に再び還流するなど資金の流れのフ

人民元NDF1年物日足と10日間移動平均



Source: Bloomberg

中国長短金利



Source: Bloomberg

当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行及び情報提供先が保証するものではありません。また掲載された内容は作成時点のものであり、変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用ください。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行及び情報提供先はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

レが大きくなることを危惧してより柔軟な為替制度を導入する準備をしていると言明した。この資金還流は、昨年来の中国国際収支統計における「その他投資」勘定の大幅資金流入超に呼応するものと見られる。

真偽のほどは分からないが、21日の海外市場では人民元早期切上げの噂が流れてドル売り・アジア通貨買いが活発化した。また、スノー米財務長官とグリーンズパン米連邦準備理事会(FRB)議長が23日に上院金融委員会で証言を行うとの報道で人民元にかかる憶測がさらに強まった(翌22日は前者の噂が根拠のないものと分かりドルが買い戻された)。議会証言においてスノー財務長官とグリーンズパン議長は、中国は人民元の変動幅を直ちに拡大すべきだとしながらも、米議会が提案する報復関税などの対中制裁措置についてはともに否定的な意見を述べた。グリーンズパン議長は「人民元の対ドル相場が目に見えて上昇すれば米国の製造業が著しく活発化し雇用が増加すると信じている向きがあるが、これは間違いだ」としている。

周小川・人民銀行総裁はインドネシアのバリ島で18日に開かれた東アジア・オセアニア中央銀行役員会議の総裁会議に出席、中国経済が高成長を続けているとの認識を示すとともに、過熱経済抑制に全力を挙げる考えを示した。インフレのコントロールは比較的順調で、今年物価上昇率は昨年より改善されとの見通しを示した。人民元の切り上げ問題については「現在、あらゆる方策を研究している」と述べたが、具体的な内容には触れなかった。一方で、「中国経済は9%以上のペースで成長を続けている」と述べ、過熱経済の抑制策がまだ十分に浸透していないことを示唆した。

5月の主要経済統計

10日に発表された5月の貿易統計によると、輸出は前年同月比+30.3%となり、前月実績同+31.9%をやや下回り、市場予想の中心値である同+30.0%とほぼ同じであった。国内における川上のインフレ圧力が国内販売のマージンを削る方向で作用していることから、製造業者が輸出ドライブをかけている模様。一方、輸入は前年同月比+15.0%となり、前月実績の同+16.2%や市場予想の中心値である同+21.0%を下回った。この結果、貿易黒字は89億9千万ドルに及び、前月の45億9千万ドルからほぼ倍増した。

13日発表の5月消費者物価指数は前年同月比+1.8%で前月実績と変わらずで2003年10月以来の低水準を維持している。なお、同月の生産者物価指数は同+5.9%で今年2月に同+5.4%をつけて以降、緩やかながら上昇基調を見せている。

一方、5月の鉱工業生産は前年同月比+16.6%となり、4月実績の同+16.1%や市場予想中心の同+15.8%をやや上回った。

5月の都市部固定資産投資は前年同月比+28.2%となり3月、4月の同+26.0%、+26.5%からやや加速した。これは昨年3月から4月にかけて中国政府が強化した景気引締め策により投資が落ち込んだことの裏が出た形。

今後の見通し

筆者は人民元にかかる制度改革が年内いつ行われてもおかしくないという見方を維持している。特に為替市場のドル買い意欲が強い現在の局面は中国当局にとって好機であると言えるだろう。

改革の内容は現在の公式制度である「管理変動相場制度」の弾力的運用によりドル/人民元相場の変動幅拡大を認める、シンガポールのように通貨バスケットとしての自国通貨価値を一定の変動幅に収め、為替政策の方向性(自国通貨高、通貨安、中立等)を市場にアナウンスするいわゆるBBC制度を採用する、のいずれかであると考えている。切上げ幅については、少なくとも第一ステップは自国経済にとっても周辺国通貨にとっても影響がほとんどないと見られる5~6%程度というところであろう。(詳細は弊行6月20日付レポート「人民元制度改革についての論点整理」参考)。

タイミングについては、筆者は市場が注目するイベントに際して中国当局が動くとの見

方に否定的であるが、23日にスノー米財務長官、グリーンズパン米連邦準備制度理事会（FRB）議長が、議会証言において議会が提案する報復関税などの対中制裁措置についてはともに否定的な意見を述べたことを中国政府がポジティブに評価しているとの見方もあり、胡錦濤中国国家主席が出席する7月6～8日の英国グレンイーブルズG8サミットの前後（特に前）は要注意であるとしている（確率としては数パーセント程度しか付与しないが）。

香港ドル

6月の香港ドルは前月末比0.12%上昇して7.7710でクローズした。本レポートがカバーするアジア通貨の中でインド・ルピーを除き唯一の上昇。23日には一時、17ヵ月ぶりの高値となる7.7665をつけている。中国系企業3社の香港株式市場における大型新規株式公開（合計65億米ドルの調達）により短期資金の需要が強まったことによる。第3週にそのうちの中国交通銀行（18億8千万ドルの調達）の公開入札が終了、流動性逼迫は解消したが、人民元の切上げ観測等もあり、香港ドルは月後半にかけても下値の固い展開を見せた。なお、香港金融管理局（HKMA）が5月19日に発表した香港ドルの7.75～7.85の目標相場圏設定については20日に下限交換保証レートが前週の7.84から7.85に引き上げられ、完了した（弊行5月19日付レポート「香港ドル：目標相場圏導入」参考）。ハンセン株価指数は前月末比+2.41%の14,201.06でクローズ。29日には一時2001年3月以来の高値となる14,365.05をつけている。

ニュース・主要経済指標等

4月の小売売上高は前年同月比+8.5%となり、前月の実績同+6.2%、市場予想の中心値同+6.3%を大きく上回った。失業率が低下傾向にあり、賃金上昇していることを背景に、4月の消費者信頼感指数は17年来の高水準を記録しており、個人消費が活発化している。大陸からの旅行者の一人当たりの支出は頭打ちとなっているが、地場の消費意欲がそれを補っている形。

5月の失業率は5.7%（季節調整済み）となり、前月の5.9%から低下、2001年10月以来の低い水準となった。

5月の消費者物価指数は前年同月比0.8%の上昇だった。前月は同+0.5%とやや低い伸び率を示していたが、5月は今年2月以来の上昇トレンドに回帰した形。

5月の貿易統計によると、輸出は前年同月比+16.9%、輸入は同+16.0%となり、前月実績の同7.8%、3.8%を大きく上回った。輸出については3月、4月に中国向けの伸びが低

香港ドル直物日足と10日間移動平均



May-13 May-20 May-27 Jun-03 Jun-10 Jun-17 Jun-24 Jul-01

Source: Bloomberg

香港長短金利



Oct Nov Dec Jan Feb Mar Apr May Jun Jul

— 10年国債利回り — 3ヵ月物HIBOR

Source: Bloomberg

当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行及び情報提供先が保証するものではありません。また掲載された内容は作成時点のものであり、変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用ください。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行及び情報提供先はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

迷っていたことの裏が出たもの。

中国政府は 21 日、香港特別行政区政府の新行政長官に曾蔭権（ドナルド・ツァン）前政務官を任命した。曾氏は董建華前行政長官の辞任に伴う行政長官選挙に立候補した唯一の候補者で、16 日に無投票当選を果たした。任期は通常の 5 年ではなく、董氏の残りの任期である 2007 年 6 月までの 2 年間。

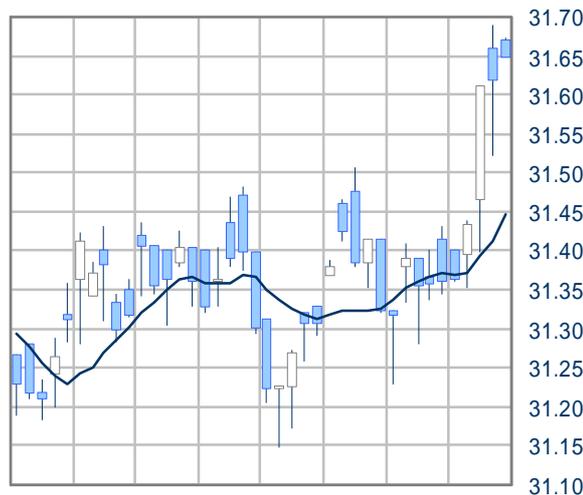
7月の見通し

7月1日の香港市場は休場であったが、6月30日の連邦公開市場委員会（FMOC）で0.25%の利上げがあったことから、週明けにも香港金融管理局（HKMA）が政策金利であるベース・レートを0.25%引き上げ4.75%とするのは確実。5月の為替制度変更に伴い、市中金利が米金利に追随するようになっており、短期金利に上昇圧力がかかることはほぼ間違いない。従って、為替による香港ドル資金手当ての動きが続くと見られ、香港ドルには上昇圧力がかかり易い展開を予想する。ただし、下限の交換保証レートである7.75に近付く局面ではHKMAによる米ドル買い介入が入るものと予想する。予想レンジは7.7600～7.7900。

台湾ドル

6月の台湾ドルは前月末比0.81%下落して31.618でクローズした。月中は31.200から31.500の比較的狭いレンジでの取引となっていたが、原油高、円安の流れの中で29日のこのレンジを下抜け、30日には4月18日以来の安値となる31.690まで下げている。動きとしては円や韓国ウォンに連れる展開が多かったが、31.200前後では中国中央銀行（台湾中銀）による米ドル買い介入が見られかつ、地場輸入企業による米ドル資金手当ての動きもあったことから、台湾ドルの上値は限定的となった。一方で、周辺国通貨に連れ台湾ドルが下落する局面では、輸出企業の米ドル売り、外国人投資家による台湾株買いが盛んに出て、下値も固かった。資産運用を行うポートフォリオ・マネージャーに最も広く利用されているベンチマーク指数を算出するモルガン・スタンレー・キャピタル・インターナショナル（MSCI）が5月31日の市場クローズ後に台湾株式の指数への組み入れ比率を引き上げたが、その後も海外からの株式投資資金が流入、6月の外国人投資家買越額は41億9,288万米ドル相当となり、前月の40億4,454万米ドル相当を越えた。加権株価指数は前月末比+3.83%の6,241.94で月を越えた。同指数は23日に一時、昨年4月以来の高値となる6,401.81をつけている。

台湾ドル日足と10日間移動平均



May-13 May-20 May-27 Jun-03 Jun-10 Jun-17 Jun-24 Jul-01

Source: Bloomberg

ニュース・主要経済指標等

5月の消費者物価指数は前年同月比+2.30%、前月比+0.21%となり、4月の+1.61%、+0.15%からそれぞれ加速した。食料品価格の上昇が主因。

5月の貿易統計によると、輸出、輸入の前年同月比伸び率はそれぞれ+4.0%、+11.3%となり、4月の同+11.2%、+18.8%から減速したが、市場予想中心の同+0.7%、+6.8%は上回った。低い伸び率は主力であるフラット・パネル・ディスプレイ、ラップトップ・コンピュータ、携帯電話等で顕著だった。財政部（財務省）によると、下半期の輸出の伸びの平

当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行及び情報提供先が保証するものではありません。また掲載された内容は作成時点のものであり、変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用ください。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行及び情報提供先はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

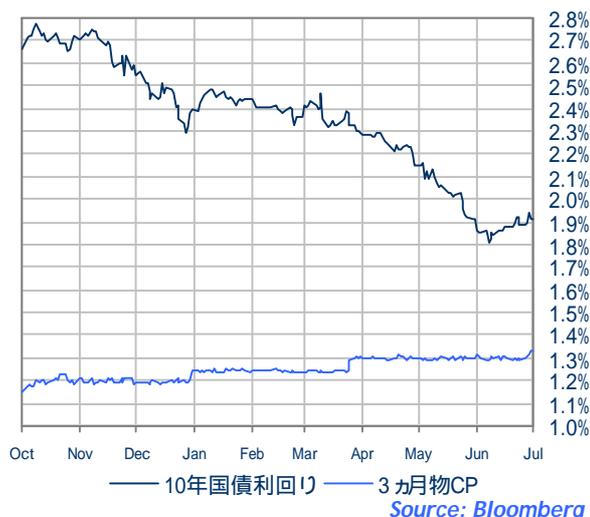
均は1ケタ台に留まる見通し。前年の高い水準の裏が出るのが主因。一方、5月の輸出受注は前年同月比+13.1%となり前月実績同+15.4%、市場予想の中心値同+21.1%をともに下回った。旧正月の影響がある月を除外すれば、2003年11月以来の低い伸び率。中国からの受注の軟化が影響した。

台湾中銀、4回目の利上げを実施、+0.125%の2.000%へ台湾中銀は30日、政策金利である再割引金利を0.125%引き上げて2.000%とした。昨年10月に利上げを開始して以来、4回連続(それぞれ0.125%ずつ)、市場の予想の通りだった。台湾の政策金利は2002年6月以来の高い水準。声明の中で同行は、現在の金融政策は緩和的であり、徐々に中立的な水準に戻していく過程にあるとしている。2005年のインフレ率は中銀の公式見通しである1.7%を超えて上昇するリスクがあるとし、金利からインフレ率を引いた実質金利は比較的低い状態に留まっていると指摘した。

7月の見通し

ドル/円次第という側面が強いが、加権株式指数には周辺国以上に上昇余地があり、月末の数日間でやや細ったものの、外国人投資家の台湾株式買いは継続する見込み。米ドルとの金利差はまた0.125%拡大したが、そもそも台湾ドル相場は米国との金利差とは相関が低いため、台湾ドルの下押し圧力とはならないものと見られる。一方で、輸出の本格的回復は遅れており、台湾ドルの上値も自然と限られよう。予想レンジは31.500~32.500。

台湾長短金利



中国業務推進部コラム 「中国の流行語」

三井住友銀行 中国業務推進部
営業情報グループ

中国にも「流行語」があり、各メディアの記事の分析から得られた「流行語ランキング」が近年定期的に発表されている。政府のコントロールが強いメディアの中での「流行」とはいえ、政治、経済、社会、文化、技術等各分野から様々なキーワードが選ばれており、お国柄を反映した政治スローガンから、これは一体何の事だろう？と想像するのも楽しいものもあり、中国の実情の一端を伺わせる貴重な資料だ。

4月中旬に、2005年春季の流行語ランキングが発表された。これまで、年間と半年のランキングがあったが、四半期は初めてとの事だ。これを見ると、1位、2位はそれぞれ「共産党員の先進的教育の維持」、「反国家分裂法」と続き、3月の全人代で政治シーズンだったこともあり、硬い話題となった。一方で「台湾への旧正月期直行チャーター便」、「孔雀」(第55回ベルリン映画祭で銀熊賞を受賞した映画)といった明るい話題、「スーダンレッド(ファーストフード等への利用が問題となった着色料)」、「流行性髄膜炎」といった健康面の話題が入るが、何といても注目されるのは、「愛・地球博」、「中国館」と愛知万博関連が二つも入っていることだ。「国際部門」ではこの二つが1位2位、7位にも万博のテーマである「自然の叡智」が入っており、3位の「独島(竹島)」4位の「京都議定書」も日本関連とすれば半分が日本関連だ。

ちなみに2004年の年間ランキングは、「執政能力」、「科学的発展観」等の政治キーワードがさらに多くなっており、やや趣が異なる気がする。国際部門でも、「ブッシュ再選」、「アラファト氏病死」、「欧州の対中武器禁輸解除」等、欧米・中東の話題が主体で、日本の話題は皆無だった。実は、過去の年間ランキングは北京語言大学のグループが作成していたが、今回の四半期ランキングは、上海のメディアグループが作成したものであり、微妙なスタンスの違いがあるかもしれない(共に全国の主要メディアを調査した結果とのことではあるが)。上海市では、2010年の万博開催地でもあり、愛知万博への注目度が特に高いことが伺われる。このランキング発表に前後して上海で過激な反日デモが大きな波紋を広げてしまったことは、上海市当局にも大きな誤算だった事だろう。

表 中国の流行語ランキング

	2004年年間	2005年第一四半期
総合	1位 執政能力(共産党の執政能力)	保持共産党員先進性教育(共産党員の先進的教育の維持)
	2位 アテネ五輪	反分裂国家法(反国家分裂法)
	3位 劉翔(ハードル競技金メダリスト)	蘇丹紅(発がん性のある人工着色料スーダンレッド)
	4位 審計風暴(監査の嵐)	流脳(流行性髄膜炎)
	5位 ゼロ関税	謝亜竜(中国サッカー協会会長)
	6位 科学発展観(科学的発展観)	愛知世博(愛知万博)
	7位 失地農民補助	孔雀(映画)
	8位 反国家分裂法	中国館(愛知万博中国館)
	9位 中法文化年(フランス文化年)	台商春節包機(中台直航旧正月チャーター便)
	10位 津波	股權分置(国有企業非流通株主と流通株主の權益格差)
国際	1位 ブッシュ氏再選	愛知世博(愛知万博)
	2位 アラファト氏病死	中国館(愛知万博中国館)
	3位 繊維製品反ダンピング	独島(竹島)
	4位 エイズ感染	京都議定書(CO2削減京都議定書)
	5位 対中武器禁輸措置解除	イラク大選(イラク総選挙)
	6位 捕虜虐待	海ミ 預警(津波早期警報システム)
	7位 EU東方拡大	自然的叡智(自然の叡智、愛知万博テーマ)
	8位 原油価格上昇	巴勒斯坦大選(パレスチナ総選挙)
	9位 ウクライナ大統領選	顏色革命(ウクライナの「オレンジ革命」等民主化の動き)
	10位 第3回6カ国協議	テリー・シャイボ(尊嚴死議論が話題となった米国女性)

(資料) 人民日報Web

当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行及び情報提供先が保証するものではありません。また掲載された内容は作成時点のものであり、変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用ください。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行及び情報提供先はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

中国関連主要日程(7月1日~8月15日)

1. 政治・経済・経済指標発表・歴史日程 等

7月1日(金)	共産党設立記念日・香港返還記念日
7月6日(水) - 8日(金)	G8 サミット(スコットランド・グレンイーグルズ)
7月7日(木)	盧溝橋事件(1937年)/抗日抗争記念日
7月16日(土)	台湾・国民党主席選挙
7月22日(金)	4-6月期 GDP(経済運行状況)
7月23日(土)	消費価格・工業品価格(6月)
7月24日(日)	固定資産投資・工業生産・消費品市場(6月)
7月25日(月)	不動産開発景気指数(6月)
8月1日(月)	建軍節(人民解放軍・軍事機関のみ半日休み)
8月10日(水)	工業品価格(7月)
8月11日(木)	消費価格(7月)
8月12日(金)	消費品市場(7月)

2. 中国関連イベント(太字は幣行関連主催・共催・後援等イベント)

7月1日(金)	中国国際消費電子博覧会(青島市、4日迄)
7月12日(火)	広州南沙開発区投資環境説明会(東京)
7月13日(水)	大連輸出入商品交易会(大連、16日迄)
7月19日(火)	中国外資政策セミナー(東京、日中投資促進機構)
7月21日(木)	中国外資政策セミナー(広島、日中投資促進機構)
	中国ビジネス研修会(名古屋、SMBC 中国ビジネス倶楽部)
7月22日(金)	中国外資政策セミナー(大阪、日中投資促進機構)
	寧波市重点産業説明会(名古屋)
	中国杭州ビジネスセミナー(福岡)
7月25日(月)	中国ビジネス研修会(大阪、SMBC 中国ビジネス倶楽部)
7月26日(火)	中国浙江省 - 日本企業・投資懇談会(東京)
7月27日(水)	中国ビジネス研修会(東京、SMBC 中国ビジネス倶楽部)

(注1) 経済指標の発表予定日は目安であり前後する事があります。

(注2) 幣行主催・共催・後援等のイベントに関するお問い合わせは、

03-3282-8908 三井住友銀行 中国業務推進部 営業情報グループまでお願いします。

SMBC 中国ビジネス倶楽部の「中国ビジネス研修会」(有料)につきましては、

SMBC コンサルティング(株) SMBC 中国ビジネス倶楽部事務局 03-5211-6383 までお願いします。

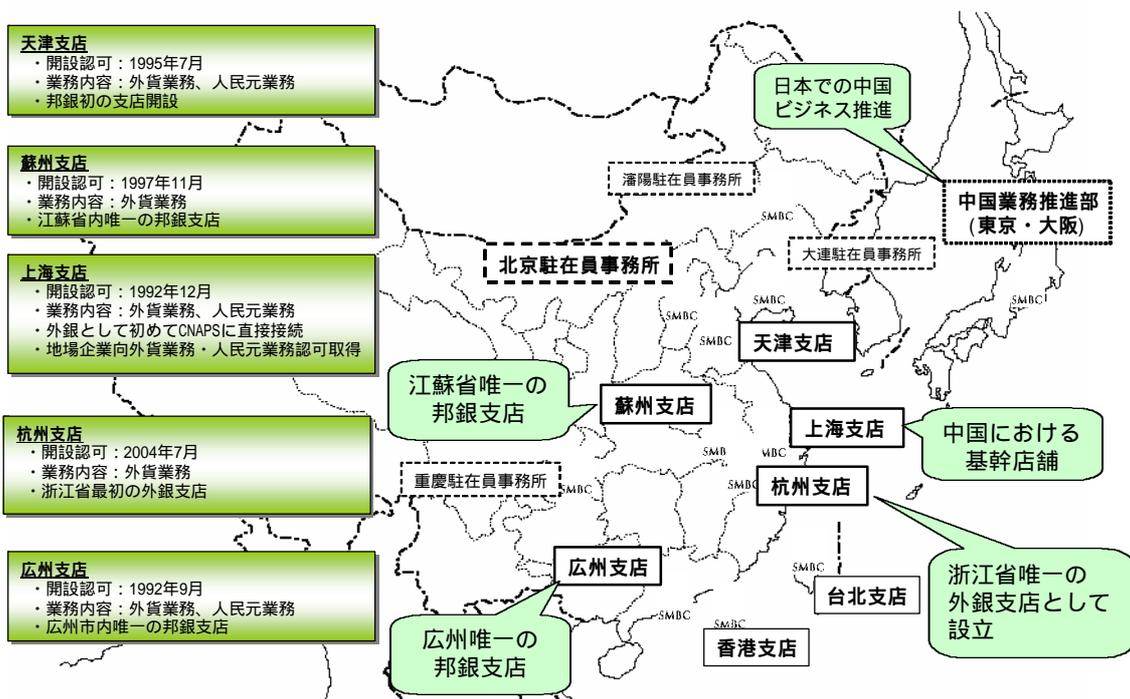
SMBC コンサルティング(株) 会員向けの研修会ですが、会員以外の方も参加頂けます。

申込みの際に、「SMBC China Monthly」をご覧になったことをお伝えください。

尚、7月のセミナーのテーマは「中国の環境変化に対応した、最新人材採用ノウハウ」です。

当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行及び情報提供先が保証するものではありません。また掲載された内容は作成時点のものであり、変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用ください。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行及び情報提供先はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

三井住友銀行の中国ビジネス支援体制



【中国業務推進部】

1. 中国進出のお手伝い
2. 各種情報のご提供
 - ・中国マクロ経済、投資環境情報
 - ・投資に関わる各種外為金融規制、税制等情報
 - ・各地経済開発区、保税區、工業団地の現地情報
3. 中国進出セミナーの開催、個別相談
4. 中国との貿易に関するご相談
5. 現地での金融サービスのご説明(現地での銀行口座開設、日本での資本金送金などのサポート)

【現地ネットワーク】

上海支店	: Shanghai Branch 所在地: 上海市浦東新区銀城東路101号 上海匯豐大廈30階 電話: 86-(21)-6841-5000 FAX: 86-(21)-6841-0144
天津支店	: Tianjin Branch 所在地: 天津市和平区南京路75号天津國際大廈1210室 電話: 86-(22)-2330-6677 FAX: 86-(22)-2319-2111
広州支店	: Guangzhou Branch 所在地: 広州市天河区北路233号 中信広場31樓 電話: 86-(20)-8752-0168 FAX: 86-(20)-8752-0672
蘇州支店	: Suzhou Branch 所在地: 蘇州市蘇州新区濱河路1156号 金獅大廈10階-D 電話: 86-(512)-6825-8205 FAX: 86-(512)-6825-6121
杭州支店	: Hangzhou Branch 所在地: 杭州市下城区慶春路118号 嘉徳広場23階 電話: 86-(571)-2889-1111 FAX: 86-(571)-2889-6699
香港支店	: Hong Kong Branch 所在地: 香港中環港景街1号國際金融中心一期8樓 電話: 852-(2206)-2000 FAX: 852-(2206)-2888
北京駐在員事務所	: Beijing Representative Office 所在地: 北京市朝陽区呼家樓京広中心2902号室 電話: 86-(10)-6597-3351 FAX: 86-(10)-6597-3002
大連駐在員事務所	: Dalian Representative Office 所在地: 大連市西崗区中山路147号 森茂大廈9階 電話: 86-(411)-370-7873 FAX: 86-(411)-370-7761
重慶駐在員事務所	: Chongqing Representative Office 所在地: 重慶市南坪北路15号 重慶揚子江假日飯店5階 電話: 86-(23)-6280-3394 FAX: 86-(23)-6280-3748
瀋陽駐在員事務所	: Shenyang Representative Office 所在地: 瀋陽市瀋河区北駅迎賓街32号凱萊大酒店608号室 電話: 86-(24)-2252-8310 FAX: 86-(24)-2252-8769

<お問合せは>

お取引法人営業部、

または中国業務推進部 (電話 03-3282-8908)

へお気軽にご相談ください。



当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行及び情報提供先が保証するものではありません。また掲載された内容は作成時点のものであり、変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用ください。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行及び情報提供先はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

SMBC中国ビジネス倶楽部 (CBC) ご加入のお勧め

CBCは三井住友銀行のグループ会社であるSMBCコンサルティング(株)が運営する会員事業です。中国事業に携わっておられるお客様にさまざまな情報・サービスをワンストップで提供し、3,661社(6月30日現在)に及ぶ会員の皆さまから高い評価を頂戴しております。未加入のお客様は是非加入をご検討賜りますようお願い申し上げます。

皆様の中国ビジネスを強力にサポートします。

(サービスメニューの一部)



**< 使える！
情報提供サービス >**



**< ビジネスチャンスに直結する
数々のイベント活動 >**

無料相談(サポートデスク)

- 専任の担当者が会員の皆様からの照会や質問に回答。
- 必要な情報の入手、検討中のビジネスモデルの可否等、ワンストップで情報提供や問題解決を行います。

中国ビジネスハンドブック

- 実務担当者向けに、利用価値/頻度の高い項目を中心に、基本テキストとして現在20テーマを提供。
- 随時追加/アップデート実施中

中国ビジネスネットプレス(原則毎週配信)

- 各種規制の変更等の情報をタイムリ-にご提供。
- 専門家による実務のポイントに関する情報を配信。

情報誌「中国ビジネスクラブ(月刊)」

- 読み易さに重点を置き、毎号現地取材を実施
- 中国ビジネスの最前線で活躍中の企業や人物の紹介を通して、中国ビジネス経営上のヒントとなる情報を提供。

中国ビジネス交流会

- CBC会員及びSMBCコンサルティング 経営懇話会特別会員を対象とした中国関連のビジネスマッチング。
- 2004年3月開催の第1回には約2千名が来場、570件のマッチングを実施。2005年3月に第2回開催。

中国ビジネス研修会

- 中国ビジネス実務担当者向テーマ別セミナー。
- 2004年3月に初回を開催以来現在まで東西11回、延べ850名がご参加。

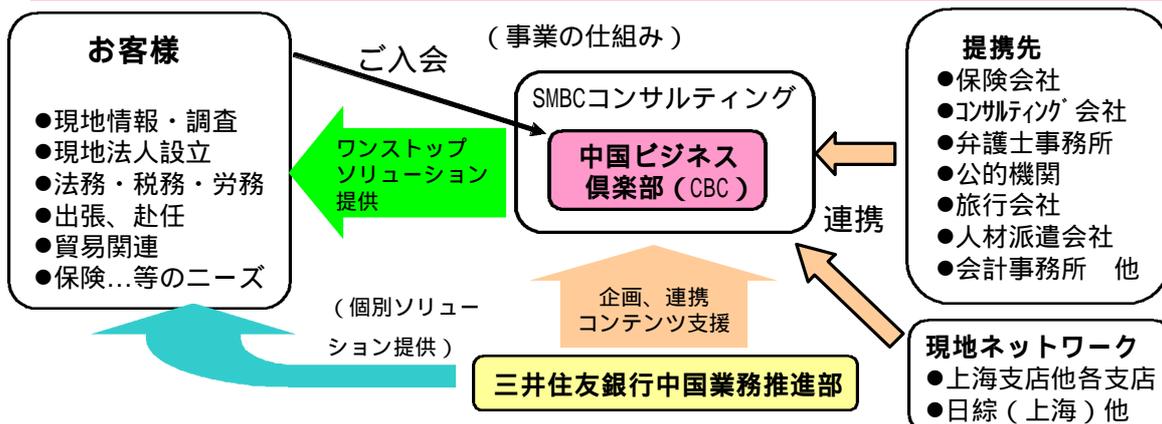
中国視察会

- 2003年11月実施分は約40名がご参加。
- 2005年1月実施、蘇州、杭州、上海の投資環境視察会には22名がご参加。

中国ビジネス講演会

- 経営の参考となるテーマを中心に講演会を開催
- これまで採り上げたテーマは「卸・小売業の開放」「肌で感じた中国ビジネス」等

三井住友ファイナシャルグループ及び提携先の中国関連情報をワンストップで提供します。



ご照会、資料のご請求: SMBCコンサルティング(株)会員事業部までお願い申し上げます。
電話: 03 - 5211 - 6383 (担当: 斉藤、佐藤、栢野(加ノ))